

令和三年（ワ）第4■1号 損害賠償請求事件

原告 愛犬の飼い主

被告 ペラブアペットケルヌッケことメリユミ ギウセコ

代表者名 メリユミ ギウセコ (院長)

証拠説明書(2)

令和四年8月8日

スゼアキ地方裁判所ネミデ支部民事部1B係御中

原告

愛犬の飼い主 印

符号 番号	標 目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲60	せだえねこ犬 病院アシン院長 のブログ 写し	令和二年 (2020年) 8月9日	せだえねこ犬 病院アシン	原告への恨み、 イシフ相談をこ ろに拒否された との記載	誹謗中傷 された者が 自身が診 察したこ ろのある ペット飼 い主であ ることを 伏せ、虐 待行為に ついては 一切触れ ず
甲61	けみな犬猫病 院ケミギウ ヒズモのFa c e b o o k 写し	平成27 (2015年) 1月28日、 平成27 (2015年) 12月15日、 平成29 (2017年) 1月16日	けみな犬猫病 院ケミギウ ヒズモ	原告への恨み の記載	誹謗中傷 された者が 自身が診 察したこ ろのある ペット飼 い主であ ることを 伏せ、虐 待行為に ついては 一切触れ ず

甲62	原告の目の病気の診断書	写し	平成30 (2018)年2 月22日	ズョントンダ エ大学 スゼアキ病院	ヤカヒミの二 病院, 本件病 院による精神 的苦痛により 中心性漿液性 脈絡網膜症に なったこと。	中心性漿 液性脈絡 網膜症は ストレスの 原因の 病気
甲63	プラセンタ使用をホームページで宣伝している動物病院	写し	令和四 (2022)年5 月22日	原告 愛犬の飼い 主	ラエンネック を使用する動 物病院は極少 数であること	コンビニ 大手ロー ソン13,610 店舗との全 舗度にあり る病院12,247 のうちの ラエンネック を用いた動物 病院は9軒し かない
甲64	G病院院長に質問した際のメール	写し	令和四 (2022)年6 月30日	G病院院長	G病院院長は 未回答であ る。	G病院院長 は肝疾患にお けるラエンネ ック使用につ いての第一人 者の研究者で ある。
甲65	Y a h o o ニュース, プラセンタに対する医師の記事	写し	令和四 (2022)年1 月5日	京都駅前さ のり院長 皮膚科クリニック 佐野陽平氏	プラセンタは 安全性が不明 であること	佐野陽平科 /皮膚科認定 専門医
甲66	プラセンタの副作用と安全性についてD病院のホームページ	写し	令和四 (2021)年7 月6日印刷	D病院	プラセンタで 重篤な副作用 が出た経験が ないこと	
甲67	Y a h o o 口内本件病院のウェブページへの投稿	写し	令和三 (2021)年1 月30日	HN: ©さん	本件病院の投 薬ミスにより ペットの健康 が害されたこ と	投稿者は y a h o o 口 164件の 投稿

甲 6 8	F 病院■■■先生の Face book	写し	令和四 (2022)年7月18日印刷	F 病院■■■先生	F 病院■■■先生が公立で1位秀と	■■■■は7 ■■■■校値は7 ■■■■偏差値5、学科値1
甲 6 9	F 病院／■■■ ■■■■センター院長のホームページ	写し	令和四 (2022)年7月18日印刷	F 病院／■■■ ■■■■センター院長	F 病院が高度な病院であること	20■■■ 年、■■■ ■■■■センターを併設開院
甲 7 0	F 病院の現在のホームページのスクリーンショット	写し	令和四 (2022)年7月18日印刷	F 病院	プラセンタが疑わしい証拠	甲 3 0 のホームページの画像の中に「プラセンタ」のペーが現除されている
甲 7 1	F 病院■■■先生に電話相談した際の音声記録の CD	写し	令和二 (2020)年5月12日	原告 愛犬の飼い主, F 病院■■■先生	ラエンネックが本件犬の体質的に合わなかった可能性を示唆。胆嚢がその責任病変での肝酵素の上昇であれば、胆嚢に焦点を合わせるべき。アレルギー薬に過敏な犬には慎重に投与。ラエンネックはオプションであり積極的に薦めていない。インフォームドコンセントを徹底している。と本件病院とは全く異なること。	
甲 7 2	F 病院■■■先生に電話相談した際の音声記録の文字起こし	写し	令和四 (2022)年7月19日	原告 愛犬の飼い主		
甲 7 3	陳述書	原本	令和四 (2022)年8月8日	原告 愛犬の飼い主	本件病院来院し、発生の事実と期間をたると最終	本件病院期間前後の年数もその含む